

令和7年

第3回 農業委員会総会（月例会）議案

令和7年3月7日

前橋市農業委員会

令和7年 第3回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年3月7日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和7年3月7日 午後3時36分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（22人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	12番 須賀 民雄	13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之
15番 茂木 啓二	16番 栗原 博	17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫
19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要	23番 町田 祐介
24番 猪岡 正一			

・欠席委員（2人）

6番 伊能 良雄 10番 井田 健 11番 平野 豊一 22番 石井 真帆美

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 山田 正史	副主幹 望月 優至	主任 殿岡 正敏	主事 山崎 佑香
囑託員 福島 美咲			

・付議事件

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

（1）令和7年度農地等の利用最適化の推進政策に関する意見について

・報告事項

（1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
（2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
（4）農地転用等の意見聴取の結果について
（5）農地利用最適化推進委員長、副委員長の選出について

事務局長

それでは、これより令和7年第3回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、6番 伊能 良雄委員 10番 井田 健委員 11番 平野 豊一委員 22番 石井 真帆美委員の4名であります。従いまして在任委員20名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、令和7年第3回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。7番 関 けい子委員 8番 横室 辰雄委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔をお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から34番の審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

山崎主事
議 長

◇(説明)

なお、整理番号2番、3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(23番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の2番、使用貸借、新規就農です。現地・面接調査案内図は、1ページから18ページです。申請地は、市立時沢小学校から北約600mに位置する農用地区域内にある農地です。現地案内図は17ページです。面接には、申請者本人が来られました。申請人は申請地から約1kmのところに居住し、申請地までは、車で5分程だそうです。申請に至った経緯としては、今年の7月まで、電気工事業を営んでいましたが、農業にやりがいを感じ、この度、新規就農するため農地を借り受けたく申請するものです。現在、市内の農家でネギとナスの栽培を学び、知識と技術の習得に勤めているとのことです。申請地では、ネギとナスを主軸としてズッキーニとブロッコリーも作付け予定です。ゆくゆくはサツマイモを作付けし、加工・販売の6次産業も行いたいとのことで、来年に向け規模拡大も予定しているとのことです。農業従事者は、申請人のみで、機械は、軽バン、噴霧器、刈り払い機を自宅に所有しており、トラクターは近隣農家から借り、管理機等は購入予定とのことです。出荷調製作業は、自宅で行います。出荷先はJAを予定しているとのことです。調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。

次に整理番号3条の3番、賃貸借、新規就農です。現地・面接調査案内図は、19ページから46ページです。申請地は、市立荒子小学校から北に約1.5kmに位置する農用地区域内にある農地です。現地案内図は44、45ページです。面接には、申請法人の代表者が来られました。申請人法人の代表者は申請地から約1.2kmのところに居住し、申請地までは、車で20分程だそうです。申請法人の代表者は現在、太田市と埼玉の神川町にて多品目栽培を行い直売しています。この度、法人を設立し、申請地を借り受け、新規参入したく申請するものです。

申請地では、米、玉ねぎ、ジャガイモ、ネギ、レタスを中心として自然栽培による多品目栽培を行うとのことです。農業従事者は、申請人及び従業員2名とのことです。機械は、軽トラック1台と管理機を所有しており、新規にトラクターと管理機、土上げ機を購入予定です。機械は、

拠点となる泉沢町の倉庫に保管します。また、協力してくれる稲作農家からも機械を借りることです。収穫した野菜は、自社の飲食事業での使用と直売にて年間をとおして安定した収入を確保することです。3年目には、450万円ほどの売り上げを見込んでいるそうです。耕作放棄地を活用して経営規模拡大を図るとともに、全国に研修に行き、必要な技術を習得するとともにコミュニティを広げていきたいとのこと。調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とし、整理番号2番から34番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、整理番号2番から34番を許可とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第15号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹 ◇(説 明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第15号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定します。

議 長 次に、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇◇◇ ◇(説 明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第16号農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から2番を許可とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から62番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇◇◇ ◇(説 明)

議 長 なお、整理番号1番、14番、16番、48番、58番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長 報告いたします。整理番号5条の1番、売買、露天駐車場・露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、47ページから56ページです。申請地は、市立下川渚小学校から西北西約1.4kmに位置し、北側が畑、南側が宅地と農地、東側と西側は道路に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。例外規定の「集落接続」に該当します。現地案内図は51ページです。面接には申請代理人が来られました。申請人は、申請地近隣で自動車整備・販売業等を営んでいます。従業員は、3人、年間の売上額は、4800万円ほどのことです。既存の

工場と露天駐車場及び資材置き場は、敷地が狭く業務に支障をきたしているため、申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として使用したく申請するものです。申請地には、車両24台（代車9台、顧客預かり車15台、キャリアカー1台）を置く計画です。また来客用駐車場、2台分を確保するとのことです。資材は、廃タイヤ、廃材、廃ドラム管などを置く計画とのことで、適切に管理するとのことです。土地の造成は、転圧整地し、全体的に碎石敷きにします。雨水は、自然浸透とのことです。入り口は東側に1か所設け、ネットフェンス及び外灯については、予算の都合ができ次第設置するとのことです。設置する際は周辺に配慮するとのことでした。調査班としましては、露天駐車場及び露天資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の14番、売買、露天駐車場兼露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、57ページから66ページです。申請地は、道の駅「ぐりーんふらわー牧場大胡」から東約180mに位置し、北側と東側は宅地と道路、西側と南側は雑種地に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定の「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当します。現地案内図は61ページです。面接には申請法人の部長級の方及び申請代理人が来られました。申請法人は、本市に本店を置き、建設機械やイベント関連のレンタルを主体とした事業を営んでおり、従業員は250名、年間の売上額は、90億円ほどとのことです。申請地の隣接地が申請法人のイベントセレモニーステーション（露天駐車場、露天資材置場）になっているが、申請地及び隣接する宅地を取得し既存施設を拡張し、市東北部方面への事業拡大を図りたく申請するものです。申請地には、クローラーダンプ8台、油圧ショベル13台、コンテナハウス、仮設トイレ、メッシュボックスなどを置く予定とのことです。土地の造成は、申請地は全体的に隣接する既存よりも一段高く東側の一部が一段低い2段の土地のため、北側及び東側の道路沿いを既存の高さと合わせ整地し、碎石敷きにします。雨水は自然浸透とのことです。宅地との境界付近と道路側に1.8mのフェンスを設置するとのことです。外灯は設置する予定で、内側に向けて設置し、周辺に配慮するとのことでした。調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の16番、売買、宅地分譲用地の申請です。現地・面接調査案内図は、67ページから76ページです。申請地は、市立大胡中学校から西へ約200mに位置し、北側と西側は水路、東側は農地と雑種地、南側は宅地と農地に囲まれた用途地域内に位置する第3種農地です。現地案内図は、72ページをご覧ください。面接には申請法人の役員及び申請代理人が来られました。申請法人は、本市に本社を置き、建設業及び不動産業を営んでいます。従業員は65名で、年間の売上額は、15億円ほどとのことです。前橋市内で土地分譲用地を探していたところ、地権者からの要望もあり、申請地が適地であったため申請するものです。土地分譲用地は、年間10区画ほど販売しており、現在、在庫が3区画あるとのことです。大胡地区では、8区画の販売実績があるとのことです。今回の申請地は1区画236㎡～369㎡ほどの6区画で、販売価格は税込みで、600万円～700万円を予定しているとのことです。造成は自社で行うとのことで、令和7年10月頃からの販売を目指しているとのことです。土地の造成については、南に緩やかな傾斜をつけて道路の高さに合わせて造成します。道路部分はアスファルト舗装し、U字側溝を設け上下水道の本管を敷設します。境界確定は済んでいるとのことです。雨水処理は、宅内浸透とのことで、オーバーフロー分は、道路に設置したU字側溝から、排水路を通し、西側の川に放流します。汚水は、下水に接続するとのことです。隣地との境界には擁壁を設置するとのことです。残った農地については、地権者が農地として使用及び管理するとのことです。南側から開発できない理由は、地権者から南にあるコンビニエンスストアが撤退を検討中で、貸借者が入れ代わる場合は、南側含めてとなるため、不確定要素が多く、北側からの開発となったとのことです。本件6区画が完成したら第2期工事として、南側（6区画）を開発する計画と

のことです。以上のことから、調査班としましては、被害防除対策が取られ、施工実績も認められることから、許可相当と判断しました。

ご報告いたします。整理番号5条の48番、賃貸借、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、77ページから83ページです。申請地は、市立第六中学校から南西約650mに位置し、北側が農地と雑種地、南側と東側が農地、西側が道路に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。第1種農地は原則として転用できませんが、例外規定の「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」に該当します。現地案内図は80ページです。面接には申請法人の従業員及び申請代理人が来られました。申請法人は、市内に本社を置き、自動車販売業を営んでおり、県内に19拠点を構えています。本社は申請地から1.5kmほどの所にあるそうです。従業員は、約380人、年間の売上額は、100億円ほどとのこと。申請地の西側と南側の一部を車両保管場として設けているが、駐車スペースが手狭なため申請するものです。申請地には、車両120台（普通乗用車100台、大型20台）を保管する計画です。土地の造成ですが、入口3箇所は、U字側溝に金属で蓋掛けをし、道路からスロープとして全体は整地し、碎石舗装します。雨水は、敷地内での浸透処理を基本としますが、オーバーフロー分は、西側の側溝に放流します。周囲には擁壁と1.8mのネットフェンスを設置するとのこと。外灯を設置する場合は周辺の農地に配慮するとのことでした。調査班としましては、露天駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の58番、売買、ドッグラン施設用地の申請です。現地・面接調査案内図は、84ページから90ページです。市立時沢小学校から北東約1.3kmに位置し、北側、南側は農地西側、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は87ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人が来られました。申請法人は、昭和村に本店を置き、ドッグスポーツプロショップとして、ドッグトレーニング複合施設、ドッグランなどを運営しています。従業員は、4名、年間の売上額は、6000万円ほどとのこと。申請地をドッグラン施設として利用したく申請するものです。申請地では、約1,500㎡のドッグランフィールドとそれに附帯するクラブハウス（管理棟兼店舗）を運営します。開業は、令和7年10月を予定しており営業時間は9時から19時を予定しているとのこと。施設の利用は会員制にし、年間の売上額は、500万円を見込んでいるとのこと。申請地には転用許可を得ずに建築した住居がありますが、適法に処理し、改修後、クラブハウス（管理棟兼店舗）として利用します。土地の造成は、東側道路の高さに合わせ整地し、ドッグランフィールドは芝生とウッドチップ敷きにし、建物敷地及び駐車場は碎石敷きにします。周囲には、生垣と1.8mのネットフェンスを設置するとのこと。雨水は自然浸透とします。調査班としましては、既存事業の実績、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

議長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

4番委員 4番、5条16ですが、既存の農地の真ん中に道作って、その両側が分断されるっていうかたちで申請とのことですが、寄せるとか他の方からの指導はできないですか。

望月副主幹 こちらの農地の種別が3種農地になっております。真ん中の位置指定道路を前橋の方に寄付する形になっており、上下水道が整備される予定です。今後の利活用を考えた転用となっているので、許可相当と判断いたしました。

議長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から62番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から62番を許可とすることに決定いたします。

議 長 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議 長 次に協議事項（1）令和7年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

殿岡主任 ◇（説明）

 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和7年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、協議事項（1）令和7年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見については、原案を決定といたします。

議 長 次に、33ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

- | | |
|---------------------------|-----|
| （1）法第4条の届出書の受理状況 | 8件 |
| （2）法第5条の届出書の受理状況 | 20件 |
| （3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 33件 |

議 長 また、報告事項（4）は、第2回総会において許可とした、法第4条の農地転用1件、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長 続いて、報告事項（5）農地利用最適化推進委員長、副委員長の選出について 事務局の説明を求めます。

井草補佐 ◇（説明）

 以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇（意見、質問なし）

議 長 ご意見等ございませんか。それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。